

申請に必要な書類

法人

- 確定申告書別表一*の控え(1枚)及び法人事業概況説明書の控え(2枚)計3枚(対象月の属する事業年度の直前の事業年度分)
*少なくとも確定申告書別表一の控えには收受印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確な記載があるもの)



- 法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可)
※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー



個人

- 青色申告の場合
2019年分の確定申告書第一表*の控え(1枚)と所得税青色申告決算書の控え(2枚)計3枚(2019年分の確定申告書第一表の控え1枚のみも可。ただし白色申告の場合と同様に2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。)



白色申告の場合

- 2019年分の確定申告書第一表*の控え(1枚)計1枚
*少なくとも確定申告書第一表の控えには收受印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。

- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確な記載があるもの)

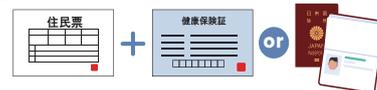


- 申請者本人名義の口座通帳の写し
※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

- 本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書*)
*運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書など。



上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の組合せで代替することができる。



詳しくは南砺市商工会各事務所にお問い合わせください。

持続化給付金とは？

感染症拡大により、営業自粛等で特に影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を給付します。

給付額

法人は **200万円** まで、個人事業者は **100万円** までを給付します。

※ただし、昨年1年間の売上から減少分が上限です。

給付額の算定方法 **前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)**

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

給付対象

資本金10億円以上の大企業を除く、**中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を対象とします。また、**医療法人、農業法人、NPO法人**など、**会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

持続化給付金事業コールセンター

0120-115-570 IP電話専用回線 03-6831-0613

お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページやFAX、LINEもご活用ください。



LINEでもお問い合わせを受け付けています。

LINE ID: @kyufukin_line



受付時間

6月
全日8:30~19:00

7月
日~金8:30~19:00
(土・祝除く)

8月以降
日~金8:30~17:00
(土・祝除く)

FAXでも情報が取り出せます。

※コールセンターでは、不正受給の内部通報にも対応しています。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください！

持続化給付金

検索